甲府市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱

令和３年１月１２日
福第１号

（趣旨）

第１　本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、障害福祉サービス等事業所が、感染のおそれを極力減少しつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援することを目的とする。

（補助対象事業所及び対象経費）

第２　補助の対象となる事業所及び対象経費は、別表の１に掲げるとおりとする。

２　補助の対象となる事業所は、補助の申請時点において本市内に所在地を有し、かつ、本市の指定を受けている事業所とする。

３　補助は、別表１の（１）①から④において１事業所当たり原則１回とする。

４　補助は、別表１の（２）①②において１事業所当たり原則１回とする。

（基準単価）

第３　事業所ごとの基準単価は、別表の２に掲げるとおりとする。

（補助金の算定方法）

第４　この補助金の交付額は、事業所ごとに基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。なお、算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としないものとする。

２　別表１の（１）①から④及び（２）の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる。

（補助金の交付申請）

第５　補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス等事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に、事業所別申請額一覧（様式第２号）、事業所別個表（様式第３号）及び関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６　市長は、第５の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知する。

（補助金交付の条件）

第７　補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

（１）補助金の交付決定を受けた障害福祉サービス等事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、予め事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）により市長の承認を受けなければならない。

①　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止し又は廃止しようとする

場合

② 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の２０％以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合

③ 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合を除く。）

（２）補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（３）補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から５年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した財産がある場合は、事業完了の翌年度から５年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

（実績報告書の提出）

第８　補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１か月を経過した日又は交付決定をした年度の３月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第９　市長は、第８の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、通知書（様式第７号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第１０　この補助金は、精算払いとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

２　補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１１　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第９号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、第１項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとし、市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が０円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第１０号）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に提出しなければならない。

なお、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

（成果の発表等）

第１３　市長は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に発表させることができるものとする。

２　補助金交付後においても、補助事業者に対して、随時報告や現地視察を求める場合がある。

（雑則）

第１４　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１月１２日から施行する。ただし、補助対象経費等については令和２年１月１５日以降に要したものを対象とする。

附　則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。ただし、補助対象経費等については令和３年４月１日以降に要したものを対象とする。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月８日から施行する。